

養育医療の給付を申請される方へ

【 制度の概要 】

この制度は、東村山市にお住まいの新生児で、医師が入院養育の必要を認めた方に医療の給付を行うものです。体重が2,000グラム以下又は2,000グラム以上でも生活力が特に弱い新生児が対象です。申請書類を審査し給付を決定しますと、医療券が交付されます。審査の結果、必ずしも申請が認められるとは限りませんのでご注意ください。

指定医療機関の窓口に**医療券と健康保険証を提示することにより**医療の給付を受けることができます。

【 給付の対象等 】

| | |
|--------------|---|
| 1 給付の対象となる場合 | 次の（１）又は（２）に該当する新生児 （１） 出生時体重 <u>2,000グラム以下</u> の方 （２） <u>生活力が特に弱く、次のいずれかの症状がある方</u> ① 一般状況（運動不安・けいれん・運動異常） ② 体温が摂氏34度以下 ③ 呼吸器、循環器系（強度のチアノーゼが持続、呼吸数が毎分30以下等） ④ 消化器系（生後24時間以上排便がない、48時間以上嘔吐が持続等） ⑤ 黄だん（生後数時間以内に出現、異常に強い場合等） |
| 2 自己負担金 | 医療費（健康保険が適用されるもの）の公費負担のうち、所得税額に応じて一部負担していただく自己負担金がありますが、乳幼児医療費助成制度（マル乳医療券）により自己負担金の全部（又は一部）を助成します。申請書に委任の内容が記載されていますので、ご確認の上ご署名ください。 ※ 養育医療券が送付される前に既に医療費を支払済の場合は、医療機関で精算してください。 （東村山市へ医療費を請求することはできません。） |
| 3 医療券の有効期間 | 意見書に記載されている治療見込期間に基づき有効期間を決定します。 ※ 入院治療のみ有効です。再入院の場合は、再申請が必要となります。 ※ 満1歳の誕生日の前々日までの お子さんが対象です。 |
| 4 医療機関 | 指定養育医療機関 |

【 必要書類 】 申請の際には健康保険証及びマイナンバーが確認できる書類をお持ちください。

| | |
|-------------|---|
| 1 養育医療給付申請書 | 保護者の方が記入してください。 |
| 2 養育医療意見書 | 主治医に記入、押印をしてもらってください。 ※ 文書料がかかります。料金は病院により異なります。 ※ 意見書の内容が不明確な場合、必要に応じて子ども保健・給付課から医療機関へ治療内容等を問い合わせる場合があります。 |
| 3 世帯調書 | 保護者の方が記入してください。 |
| 4 住民税額等証明書類 | 住民税が課せられている世帯員の方全員の証明書が必要になる場合があります。裏面の表を参考に、必要な証明書をご提出ください。 ※ 東村山市に住所がある場合には、「5.同意書」を提出することによって添付を省略できる場合があります。詳細はお問い合わせください。 |
| 5 同意書 | 原則として世帯員の方全員の自署が必要となります。 ※ ご提出いただいた上記書類の内容につきまして、必要に応じて公簿等により確認する場合がございます。（例：各種税額控除・住民税額・世帯状況等） ※ 世帯員とは、住民票上の世帯ではなく申請者と生計を同じくする18歳以上の方が対象となります。 |

【 住民税額等証明書類について 】

| | | | 発行先等 |
|---|--------------------|------------------------|----------|
| ① | 市民税・都民税特別徴収税額決定通知書 | (または住民税(市民税・都民税)納税通知書) | 勤務先 |
| ② | 住民税課税証明書 | (または非課税証明書) | 区市町村の税務課 |

※ いずれも最新年度の原本で、住民税が記載されているものがが必要です。

※ 7月が所得の切り替え月となっておりますので、6月から7月を継続して給付をお受けになる方は、当該年及び前年の所得を証明する書類が必要となります。

※ マイナンバー制度の情報連携に伴い、マイナンバーの提示があった場合は証明を省略することができます。

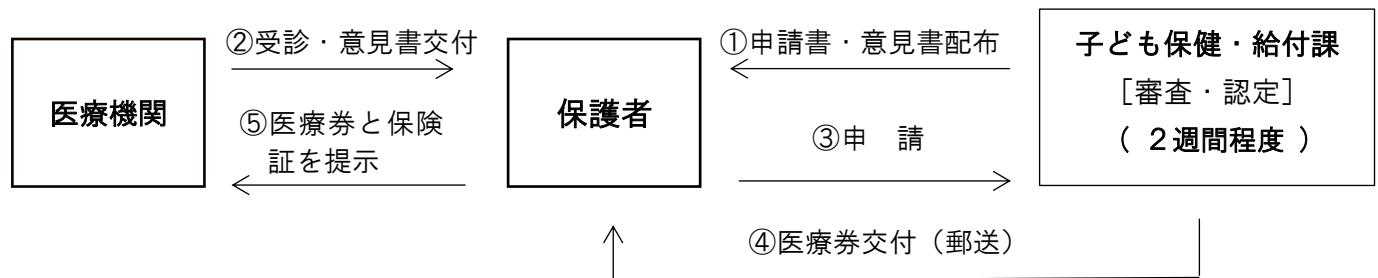
【 寡婦(夫)控除のみなし適用について 】

未婚のひとり親の場合、自己負担額が変わる場合があります。申請される方は「寡婦(夫)みなし適用申請書」「戸籍全部事項証明書」等が必要です。

【 生活保護または中国残留邦人及び特定配偶者に関する支援給付を受けている方 】

上記の給付を受けている場合、自己負担額が変わる場合があります。申請される方は、生活保護受給世帯であること、または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付受給世帯であることの証明書が必要です。

【 医療券交付の流れ 】



【 医療券交付後について 】

| 事項 | 必要な書類 | 申請窓口 | 備考 |
|----------------|--------|------------------|---|
| 治療を継続する場合 | 継続協議書 | 子ども保健・給付課 事業係 | ※ 継続協議書(医師と保護者が記入)及び意見書(医師が記入)を提出してください。 |
| 転院する場合 | 新規と同様 | | ※ 転院前の医師には <u>追加意見書</u> 、転院後の医師には <u>意見書</u> へ記入、押印してもらい提出してください。 |
| 住所・保険証等を変更した場合 | 変更届 | | ※ 医療券を持参してください。 (保険証の変更の場合は、新しい保険証をお持ちください。) |
| 医療券を紛失した場合 | 再交付申請書 | | |

| | |
|---------------------|---|
| 申請書類の提出 及び問い合わせ先 | 東村山市 子ども家庭部 子ども保健・給付課 事業係 東村山市役所いきいきプラザ3F 電話 042-393-5111 (代表) |
|---------------------|---|